

第41回 江東区都市景観審議会 議事録

平成26年9月16日

【島田会長】 それでは、何名かまだお見えになられてないようですが、定刻を2分ほど過ぎましたので、ただいまより第41回江東区都市景観審議会を開会いたします。皆様におかれましては本日は何かとご多忙なところ、本審議会にご出席くださいますようお願いいたします。

では、初めに本日の出席状況、傍聴の報告、資料の確認等につきまして事務局より説明をお願いいたします。

【小川都市計画課長】 ご報告させていただきます。

本日は、小野委員、山本委員、齋藤委員より欠席のご連絡をいただいております。なお、過半数の委員の方にご出席をいただいておりますので、本審議会は定数に達しているということでございます。

次に、傍聴でございますけれども、本日傍聴される方はいらっしゃいません。

次に、事前に配付させていただきました資料も含めまして資料の確認をさせていただきます。まず本日、席上配付させていただいておりますけれども、審議会委員、幹事の名簿と、それから参考としてございますけれども、都営辰巳一丁目団地に関する資料でございます。次に、資料1及び資料2、「都市景観専門委員会で審議した大規模建築物について」、次に、資料3、「江東区景観計画の一部改定について」でございます。

以上でございますけれども、不足等ございますでしょうか。ありがとうございます。

以上でございます。

【島田会長】 はい、ありがとうございます。それでは、皆様、資料再度確認したいと思いますますがよろしいでしょうか。はい、どうもありがとうございます。

それでは、早速でございますが、次第に沿って進めさせていただきたいと思っております。

2番目、審議会委員・幹事の紹介でございます。この件につきましては、並木部長よりご紹介をお願いしたいと思います。

【並木都市整備部長】 それでは、委員及び幹事のご紹介でございます。本年4月に区の人事異動、5月には区議会の建設委員長、副委員長の変更もございましたので、お手元にご覧いただけます委員及び幹事の名簿に従って改めてご紹介いたします。

まず、審議会委員でございますが、江東区議会から議員を代表して正保幹雄委員でございます。

【正保委員】 よろしく申し上げます。

【並木都市整備部長】 小嶋和芳委員でございます。

【小嶋委員】 はい。よろしく申し上げます。

【並木都市整備部長】 次に、学識経験者として島田正文会長でございます。

【島田会長】 よろしく申し上げます。

【並木都市整備部長】 中村浩紹副会長でございます。

【中村副会長】 よろしく申し上げます。

【並木都市整備部長】 尾崎真理委員でございます。

藤島祥枝委員でございます。

【藤島委員】 よろしく申し上げます。

【並木都市整備部長】 志村秀明委員でございます。

【志村委員】 こんにちは。よろしく申し上げます。

【並木都市整備部長】 村岡政子委員でございます。

【村岡委員】 よろしく申し上げます。

【並木都市整備部長】 なお、先ほどご案内いたしました、小野良平委員、山本茂義委員は本日も欠席でございます。

次に、区民委員として石島龍治委員でございます。

【石島委員】 よろしく申し上げます。

【並木都市整備部長】 糸久ひさえ委員でございます。

【糸久委員】 よろしく申し上げます。

【並木都市整備部長】 金成秀幸委員でございます。

【金成委員】 よろしく申し上げます。

【並木都市整備部長】 山本祐美委員でございます。

【山本委員】 よろしく申し上げます。

なお、先ほどご案内いたしました、齋藤明委員は本日も欠席でございます。

次に、幹事をご紹介いたします。

【並木都市整備部長】 佐藤哲章副区長でございます。

【佐藤副区長】 よろしく申し上げます。

【並木都市整備部長】 谷口昭生地域振興部長でございます。

【谷口地域振興部長】 よろしくお願いいたします。

【並木都市整備部長】 針谷りつ子環境清掃部長でございます。

【針谷環境清掃部長】 よろしくお願いいたします。

【並木都市整備部長】 私、都市整備部長の並木でございます。よろしくお願いいたします。

小川和久都市計画課長でございます。

【小川都市計画課長】 よろしくお願いいたします。

【並木都市整備部長】 なお本日、寺内政策経営部長、作田土木部長は所用のため欠席させていただきます。

以上で委員及び幹事のご紹介を終わります。

【島田会長】 どうもありがとうございました。委員の皆様、どうぞよろしくお願いたいと思います。

続きまして、それでは次第の3番でございます。「都市景観専門委員会で審議した大規模建築物について」という件で報告をお願いいたします。

【小川都市計画課長】 恐れ入りますが、資料1、「都市景観専門委員会で審議した大規模建築物等について」をごらんいただきたいと存じます。ご報告する物件は学識者で構成してございます都市景観専門委員会で審議し、委員の皆様の意見を反映した計画で区に届け出がなされたものでございます。

地図上にお示した18物件でございますが、その中で延べ床1万平米を超える大規模な集合住宅と教育施設について説明を加えさせていただきます。それでは、右上に記載してございますが、資料2-1をごらんいただきたいと存じます。なお、枝番は資料1の地図で番号を付してございますが、その番号と符合するものでございます。

では、件名「江東区東陽町計画新築工事」からご報告させていただきます。住居表示、建物用途、敷地面積等、記載のとおりでございます。審議内容の主なところは教育施設が隣接していることから環境学習にも資する植栽とすること、あるいは樹木のボリュームアップ、地域住民も憩える公開空地の工夫などについて意見が述べられ、事業者からは、これに答える形で届け出がなされてございます。左下の案内図で赤く囲ったところが計画地、真ん中の写真が現況で、右側が完成予想図でございます。

次に、資料2-5をお開き願います。(仮称)丸仁豊洲5丁目プロジェクトでございます。

住居表示、建物用途、敷地面積等、記載のとおりでございます。審議の内容の主なところは緑のボリュームアップ、メッシュフェンスの色合いなどについて意見が述べられ、事業者からは、これに答える形で届け出がなされてございます。左下の案内図で赤で囲ったところが計画地、真ん中の写真が現況で、その右が完成予想図でございます。

次に、資料２－６をお開き願います。辰巳一丁目団地（第１期）についてでございますが、まず左下の案内図をごらんください。見づらくて恐縮ですけれども赤で囲ったところに１期と記載してございますが、時計回りに２期、３期、４期となっております、順次建てかえが進められるものでございます。１期約４年をかけまして、建てかえを完了するのが平成３９年度の予定でございます。長期にわたる計画でございますので、今後とも緑化計画など、よりよい景観形成に寄与するように都和協議を継続することとなっております。参考として席上に置かせていただきました資料が、都が示した建替計画の基本方針と景観のコンセプトでございます。

次に、資料２－８をお開き願います。（仮称）江東区塩浜２丁目計画でございますが、住居表示、建物用途、敷地面積等、記載のとおりでございます。審議の内容の主なところは、エントランスの改善、植樹の連続性やボリュームアップ、あわせて歩道状空地への植栽などについて意見が述べられ、事業者からは、これに答える形で届け出がなされてございます。左下の案内図で赤で囲ったところが計画地、真ん中の写真が現況、その右が完成予想図でございます。

次に、資料２－１１をお開き願います。（仮称）木場三丁目計画でございますが、住居表示等、記載のとおりでございます。審議の内容の主なところは、既存の樹木を残すこと、公開空地の工夫、来客用の駐輪スペースの確保などについて意見が述べられまして、事業者からは、これに答える形で届け出がなされてございます。左下の案内図で赤で囲ったところが計画地、真ん中の写真が現況で、その右が完成予想図でございます。

次に、資料２－１５をお開き願います。（仮称）平野三丁目計画でございますが、住居表示等、記載のとおりでございます。審議の内容の主なところは、北側隣地境の植栽等の工夫、敷地全体の緑のボリュームアップ、南側壁面の色彩のアドバイス、憩いの場となるような公開空地の工夫などについて意見が述べられ、事業者からは、これに答える形で届け出がなされてございます。左下の案内図で赤で囲ったところが計画地、真ん中の写真が現況で、その右が完成予想図でございます。

最後に、次に資料２－１６をお開き願います。（仮称）芝浦工業大学附属豊洲中学高等学

校でございますが、住居表示等、記載のとおりでございます。審議の内容の主なところは、イベントや環境学習に資するスペースづくり、生物多様性を考慮した植栽などについて意見が述べられまして、事業者からは、これに答える形で届け出がなされてございます。左下の案内図で、一番下の配置図がわかりやすいと思いますけれども、赤で囲ってある部分が計画地、真ん中の写真が現況で、その右が完成予想図でございます。

報告は以上でございます。

【島田会長】 どうもありがとうございました。それでは、ただいまご報告いただきましたが、ご不明な点等、ございますでしょうか。はい、どうぞ。

【委員】 今説明あったのと、それから説明なくて資料をいただいていた中からお聞きしたいと思います。

大規模建築物等についての概要の資料2-3ですけれども、「清澄白河プロジェクト」ということで共同住宅ということですが、これは小名木川沿いだと思います。この小名木川は防災上、水位低下をしまして護岸から水位が低下しているのが写真でもわかると思います。それで、景観上、この護岸の色ですが、随分、灰色で汚く見えるんですが、この護岸の色という点では、江東区の範疇外かもしれませんが、護岸の色については、どこでもこういうようなコンクリートの打ちっぱなしですが、水彩都市という点では、何か工夫をして、すてきな色をイメージするというデザインを考えると水彩都市江東という点でも、非常にイメージアップにつながるんじゃないか、そういう点を1つ、提案をしたいんですが、いかがなものでしょうか。

それからもう一つ、資料2-5に丸仁豊洲5丁目プロジェクトというのがあります。

17階建ての共同住宅・店舗ということですが、この完成予想図を見ますと、この上の階のほうの窓のところですが、外壁がガラスなんでしょうか。このパースで見ますと、空の色が反射をしたり、周りの色が反射をしたりしているように見えますけれども、なかなか周辺の空の色ですとか、周辺の色がここに反射をするというのは、これまでも江東区の中には少ないと思いますが、景観上どのように考えたらいいか、お考え聞かせていただけたらと思います。

それから、資料2-7です。共同住宅10階建てということで、これは亀戸天神の前の通り沿いにあります、亀戸天神通り商店街に面したところだと思うんですが、現況写真の②の上のほうですが、黒くてよく見えないんですが、ここに自転車の放置がされている。あまり通りの幅も広くない商店街ということもありますので、例えばここに、来客

用の駐輪スペースの確保、そしてまたそこに誘導していくようなデザインをぜひ設けていただいて、歩道上に駐輪をしないように、働きかけも大事じゃないかなと思います、いかがでしょうか。

資料2-10ですけれども、これは消防署ということですが、消防車の出入り口が歩行者にもわかるように安全対策の上でも歩道に色をつけるなど、消防署だとわかるようなイメージの色合いが大事じゃないかなと思います。

それから資料2-14ですけれども、水門の色のデザインですが、さっき護岸の色を申し上げましたが、この水門の色のデザインも、このシャッターのところはブルーということですが、それを囲っている護岸などの色についても、もう少しデザインを工夫すれば、さっきと同じ水彩江東という点でのイメージアップにつながるんじゃないかなと思います、いかがでしょうか。

それから、資料2-15については共同住宅ということで、ここの現況写真ですと公園があるんですけれども、区が管理する公園だと思いますが、マンションに行く通路になっております。ですから、歩行者や自転車や公園遊びにきている利用者の安全確保をするような、公園の周辺の整備とあわせてそういうデザインも考えられたらどうかと思います。

それからもう一つは、資料2-16ですけれども、これは芝浦工業大学附属の中学校の建物ですが、ここは非常に、海沿いで風が強いという特徴があります。防風、防砂の意味での緑、防砂林、防風林ですとか、防風の意味での林ですとか、木の塊が必要じゃないかなと思います。

細かいようですけれども、以上とさせていただきます。

【島田会長】 どうもありがとうございます。6点だと思いますが。はい。どうぞ。

【並木都市整備部長】 私から、東京都のほうで進めました護岸の整備のところだけお答えをいたしたいと思います。水位低下区間との委員のご指摘でございましたけれども、ここの場所は新小名木川水門のすぐそばですので耐震護岸区間で、干満の変化を受ける所でございます。こちらにつきましては、の鋼矢板の補強護岸を耐震護岸という頑丈な護岸に変えたわけでございますけれどもご指摘のように打ちっぱなしではございますが、ちょっと今、水位が高い状況で見えにくいですが、型枠を工夫いたしまして、弓形の護岸になっていると思います。そうした形で当時としてできる範囲で景観には配慮した形にはなっております。これが先ほどご指摘がありましたような同じ小名木川でも扇橋閘門の東側になります水位低下区間では、より自然石を模したような石積み護岸風のものであるとか、

擬木を使った高欄なども整備をしまして親水性に考慮してございます。水門などにもおきましても改修の際には最近ではできるだけ景観に配慮するような形で進められてございますので、委員のご指摘についても機会があれば都に対して働きかけてまいりたいと思います。

【小川都市計画課長】 では、資料2-5の関係から説明を加えさせていただきます。まず、これガラスということでは不透明なガラスというようなベースカラーという位置づけになっておりますので、景観上、特に色彩上問題がないというところでございます。

続きまして、資料2-7、来客用の駐輪スペースということでございますけれども、ここはあくまで住居の方用の駐輪スペースは十分に確保、規定に沿った形で確保されておりますが、来客用というところのお話ですと場合によっては1階に駐輪場を設けておりますので、あいていれば許可を得てそこをお使いいただくということは可能かと思っております。

続きまして、資料2-10でございます。この消防署の関係なんですけれども、せんだっての専門委員会でもいろいろご意見が出まして、わかりやすいような形での表記というようなこともご指摘がございました。さすがに道路上という形ではなかなか全体のバランスということで、道路に色を塗るといことはなかなか難しいかもしれませんが、いずれにしても建物がわかりやすいような標示というのは事業者のほうには伝えてございます。

続きまして、資料2-15でございます。ここも公園に隣接しているということで植栽も含めまして連続性なり、景観を整えるような形で事業者には委員の皆さんからの意見を伝えてございますので、事業者のほうとしても連続性や植樹の関係は十分な形での対応がされるというところでございます。

最後の芝浦工大の防風の関係なんですけれども、おそらくこれは校舎等でも校庭自体が囲まれているということもございまして、防風の関係も当然そういった設計の中で植樹の植え方等、工夫がなされるものと考えてございます。

以上でございます。

【島田会長】 14は部長の説明、込みでよろしいんですね。

【小川都市計画課長】 水門の話は、護岸、一連の話ということで部長がお答えしたとおりでございます。

以上でございます。

【島田会長】 はい。どうぞ。

【委員】 済みません。多岐にわたってありがとうございます。よろしくお願ひしたいと思うのですが、とりわけ道路沿いのマンションビルの来客用のスペースなんですけれども、これは放置自転車の対策との兼ね合いもあるんですが、やはり歩道上にありますと、見ばえが、景観的にも非常によくはないということで、最近、これまではマンションが建つと駐輪場は1軒に2台必置ということなんですけれども、どこも小さいところは来客用のスペースがとれない状況にあるんですが、ぜひ、所管とも連携をしながら景観上も放置自転車がないような取り組みをよろしくお願ひしたいと思います。

【島田会長】 どうも委員、ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

では、よろしければ次に進めさせていただきたいと思います。それでは、次第の4番でございます。「江東区景観計画の一部改定について」事務局より報告をお願いいたします。

【小川都市計画課長】 恐れ入りますが資料3をごらんいただきたいと存じます。景観計画の一部改定についてでございます。

本件につきましては、都市景観専門委員会の委員の皆様、あるいは区の窓口でベランダやバルコニーの形態について従前から事業者指導に努めているところでございますけれども、その内容をルールとして景観計画に定めまして明確化するものでございます。

まず、改定の概要でございます。本区の住宅は7割が集合住宅でございます。したがって、集合住宅がまちを印象づける景観に、大きく影響するものと考えてございます。

ご承知のとおり、本区では地域ごとに色彩基準を定めてございますが、ベランダやバルコニーの形態によっては洗濯物等が集合住宅の色彩のバランスを壊すことになります。こうした観点からルールとして定めるものでございます。

次に、改定の内容でございますが、各地域の景観形成基準の形態・意匠・色彩の項目に「集合住宅のバルコニーやベランダについては、道路から洗濯物が見えにくい構造・意匠とするとともに、エアコンの室外機等が目立たないように配慮する。」を加えるものでございます。抜粋でございますが、参考資料にどのように加わるのか新旧対照表で示してございますので後ほどごらんいただきたいと存じます。

次に、今後の主なスケジュールでございます。区議会建設委員会、都市計画審議会にご報告させていただき、11月に告示、1月に施行と考えてございます。つきましては、まことに恐縮でございますけれども、1月の届け出物件から本規定で届け出を受けます関係から、1月4日は日曜日でございますので、4日を5日にご訂正いただきたいと思ひます。申しわけございませんでした。

では次に、裏面をごらんください。説明させていただきました内容の具体的な参考例でございます。左側のイラストのような形態が色彩を壊すこととなりますので、このような形態で計画が示された場合には、右側のような形態に変更を求めているところでございます。事業者が初期段階から右側のような形態で計画を組むように景観形成基準に定めるものでございます。なお、景観計画の変更につきましては、都との協議が必要となります。区全体にこのような規定を設けるのは区内では例のないことでございますので、都も慎重だったわけでございますが、文案について協議を重ね、了解を得たところでございます。

報告は以上でございます。

【島田会長】 どうもありがとうございました。それでは、ただいまご報告いただきましたが、何かご質問があればよろしくお願ひしたいと思います。はい、どうぞ。

【委員】 今ご報告くださったように、バルコニーの洗濯物を見えないようにして、これからの日本、特に江東区は力を入れて良くやっていこうということで、本当に嬉しいです。40年前、パリにりましたが、その以前からパリでは、今言ったようにベランダの洗濯物を禁止していました。なぜならば、ちょっとしたところに変なものが出てきたりすると景観が崩れますから、非常に欧米は考えが早かったんですね。ドイツにもいましたけれど、同じように、やっと日本がそういう意味で追いついてきたようで、嬉しく思います。本日は色々なことをお話ししてくださったんですけども、本当にこれからの日本はそういうことができるんだということが嬉しいなと思いました。時間はかかりますけれども、行政の方たちがすごく頑張ってくださっているのもう私は涙が出るくらい嬉しいです。日本はこれから変わります。時間がかかりましたね。

【島田会長】 ありがとうございます。ほかに。はい、どうぞ。

【委員】 1点お伺いします。背景にはやっぱり東京オリンピックが控えている、それが大きな要素でもあるかと思ひますけれども、その物件を販売する不動産関連業者さんが、例えば中から見た眺望がよくないとか、パノラマが売り物だけれども、それができないとか、関連の業者さんの事前ヒアリングみたいなものはおこなっているのでしょうか。中にはちょっと待てよというような大手もいるんじゃないかなと思うのですが、事前にヒアリングをしていけば、要望や意見なりをお示しいただきたいと思ひます。

【小川都市計画課長】 委員のご質問にお答えをさせていただきます。まず、今まで意見、要望という形で専門委員会の委員の皆様、それから区の窓口でも伝えてきたわけなんですけれども、これはオリンピックが決まる以前から、こういった指導は事業者のほうに

してございます。当然江東区の一つの考え方として、全ての事業者の方にこのことは伝えてございますので、とりあえずヒアリング云々というよりも江東区のまちづくりにご協力をいただくということでご説明をさせていただいている内容で、それをルール化することによって事業者のほうもその辺はご理解いただけると、こんなふうを考えてございます。

以上でございます。

【島田会長】 委員、よろしいでしょうか。

【委員】 はい、いいです。

【島田会長】 ほかにいかがでしょうか。それでは、今お話がございました「江東区景観計画の一部改定について」ということでご承認賜ったということにさせていただきたいと思えます。

以上で次第にございます案件は終了いたしました。そのほか、皆様から何かございませうでしょうか。はい、どうぞ。

【委員】 景観とはちょっと立場が違うのですが、こういう共同住宅という名目が入っておりますが、その中に大型店とか、そういうのが入る予定のところというのはわかるのでしょうか。

【小川都市計画課長】 私どもで、例えば1階、2階店舗という形の計画というのは出てくるわけなんですけれども、じゃあ、具体的に何が入るところまでは私どもの段階ではちょっと承知をしていないという状況です。

【委員】 何が入ることではなくて、全体的な、占める店舗の率とか、そういうのはわかりませんか。

【小川都市計画課長】 私ども、例えばこういう計画が出たときに、例えば商業地域というところに建物を建てる場合には、当然商業施設を1階なり、2階に店舗として入れてくださいよという形で事業者のほうには申し伝えているんですけれども、じゃあ、どのくらいのスペースというところまでは、我々の、いわゆる景観をあずかる範疇ではございませんので、それは私ども都市計画という立場で商業地域の活気というのは必要なものですからお願いしていると。こういう状況でございます。

【委員】 とりあえず、その建物が建つ地元の小さな商店街、そういうところではかなりそういうものに関心を示しているんですね。ですから、ある程度わかる範囲内でもいいですから、これからは少し公表していただければなと思えます。

以上です。

【島田会長】 私、ご意見だと思いますけれども、私の判断ですが、我々、ある意味で守秘義務を持っているところもございまして、それから、今おっしゃられたように景観とはちょっと違うのかなと思うんですね。看板とか、そういうものに対して我々いろいろ意見言えるんですが、中身については、なかなか、今ご質問、ご意見頂戴しましたが難しいところもあるかなというのが私の個人的な感想ですけれども。また事務局のお考えもあると思いますので。ほか、いかがでしょうか。

【委員】 済みません。今、委員のほうから大型店の立地について事前にということをおっしゃいましたけれども、今、大店立地法で商業調整ではなく、周辺の環境と調和を図るというアセスメントもあって、例えば、大型店の認可は東京都ですが、江東区にも照会があって、環境面でこうしてくれとか、交通がどうだとか、こういう環境面での意見を区長さんが言えるような仕組みになっているんですけれども、そういう点では景観審議会というこの会は、大店立地法に基づく景観について審議会からの意見といいますか、審議の対象には、この間なかったように思いますけど、その対象、範囲ですね、それはどういう分け方になっているのでしょうか。この景観審議会でもそういうような景観についての意見が言えるのか、それに基づいて行政のほうで区長さんが、大型店の計画に対して意見が出せるような仕組みになっているのか、伺いたいと思います。

【小川都市計画課長】 まず、大店立地法の関係は経済課のほうで所管をしております。私どもはあくまで敷地にどういった建物がつくられるのかという中で、やはり緑を増やしてほしいとか、色彩、要するに壁の色は地域とバランスを崩さないようにガイドラインに従った色彩にしてくださいとか、そういったところを具体の建物の計画が示された段階で景観専門委員会のほうに諮らせていただいて、ご意見を頂戴して事業者のほうに伝えるという立場でございます。

以上でございます。

【島田会長】 よろしいでしょうか。

【島田会長】 ほか、いかがでしょうか。なければ委員、これ、説明いただけますか。

【委員】 済みません。やはり景観というのは、ほんとうに幅広く対象にはしていると思います。そういった意味でちょっと済みません、お時間いただきましてチラシをお配りしますけれども、豊洲の水彩まつりということで、ちょうどこの週末に開催されます。運河、あと内部河川もそこにあるだけではまだまだ魅力が出てきてなくて、やっぱりそこに人々が集うとか、そこで憩うとか、あとは場合によってはにぎわいが出てくるということ

でいい空間、魅力ある空間、それが景観のほうに、景観の向上につながってくるかと思えます。そういった形で豊洲の地域の方々一体となってこういうイベントを毎年開催しております。委員もメンバーですけれども、開催しますので、ぜひお時間ありましたらお運びいただけたらと思えますし、やはりこういう運河、河川を盛り上げていく活動というのは注目していただければと思えます。先ほど委員ご発言されたように、運河のコンクリートの護岸のああいうのもやっぱり人々が関心高めて、あれを何とかしてほしいという声を高めていかないとなかなか改善されないとしますので、そういうことでほんとうに運河、内部河川は景観重点地区にもかなり指定されておりますので、景観重要公共施設にもなっておりますので、こういったことが広がっていけばというように考えております。

以上です。ありがとうございます。

【島田会長】 どうも、委員ありがとうございました。委員の皆様におかれましては、9月20日ですね。

【委員】 ええ。もう今週の土曜日。

【島田会長】 そうですね。ぜひお時間許す範囲でご参加いただければと思えます。

【委員】 会長。ちょっとだけ。私ほんとうにね。委員がいらっしゃるからね。すごくセンスがあるし。いろいろな意味でこういうことができるということは、委員が委員会に入っているから。まちづくりとこういうものって全て一緒ですからね。それが私とてもうれしいですね。こういう委員が入ってきてくださるということで。よろしく願います。それだけ言いたかったんです。

【島田会長】 よろしいですか。ありがとうございました。それでは以上をもちまして本日の会議は終了といたします。

次回の審議会につきましては日程が決まり次第、事務局よりご連絡いたしますのでよろしく願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

— 了 —